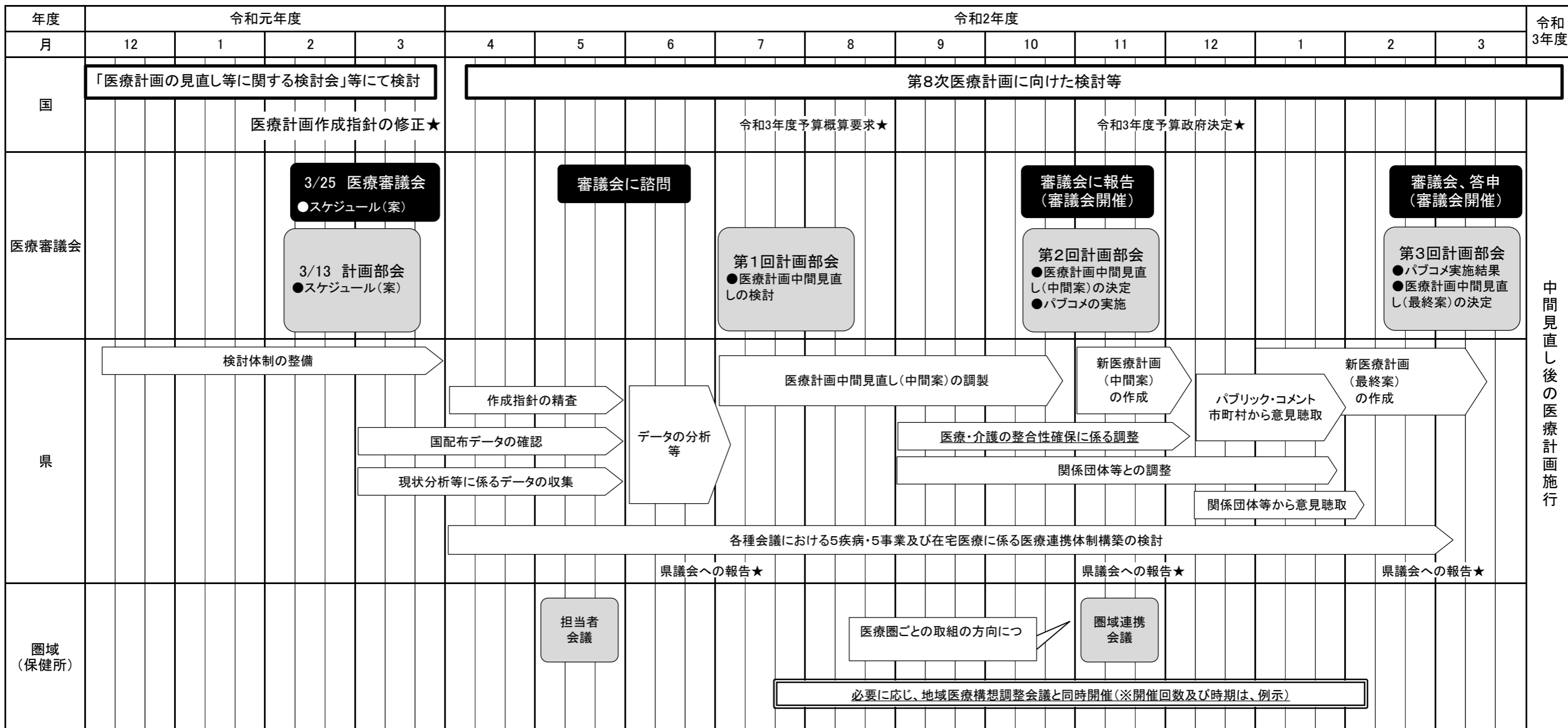


「岩手県保健医療計画」の中間見直しスケジュール(案)

R2年3月時点の想定であり、変更の可能性があります。



中間見直し後の医療計画施行

医療計画の中間見直しにあたっては、県の総合計画である「いわて県民計画(2019~2028)」のほか、下記の計画等との図りつつ検討を行う必要がある

医療計画の中間見直しにあたっては、「いわて県民計画」のほか、次の計画等との整合を図りつつ検討を行う必要がある。(◆は次期見直し予定時期)

【「医療計画作成指針(厚生労働省)」において連携を図るよう努めることとされている計画等】

- 健康いわて21プラン(H26~R4) [健康増進法] ◆R5.3中間見直し
- 岩手県医療費適正化計画(H30~R5) [高齢者の医療の確保に関する法律] ◆R6.3 ※
- 岩手県がん対策推進計画(H30~R5) [がん対策基本法] ◆R6.3
- 岩手県口腔の健康づくり推進計画(H26~R4) [歯科口腔保健の推進に関する法律] ◆R5.3
- いわていきいきプラン2020(H30~R2) [介護保険法] ◆R3.3
- 岩手県障がい者プラン(H30~R5) [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律] ◆R6.3

※ 岩手県では、医療計画と一体的に医療費適正化計画を策定しているもの

【その他密接に関連する計画等】

- 岩手県医師確保対策アクションプラン(R2~R5) ◆R6.3
- 岩手県看護職員確保定着アクションプラン ◆毎年度策定
- 岩手県肝炎対策計画(H30~R4) ◆R5.3
- 岩手県エイズ対策推進プラン(H31~R6) ◆R7.3
- 岩手県アルコール健康障害対策推進計画(H30~R4) ◆R5.3

【医療計画に統合した計画等】

- 岩手県へき地保健医療計画
- 岩手県周産期医療体制整備計画[周産期医療体制のあり方に関する検討会]